日進市教育委員会定例会（令和５年１月）会議録

1.　日時

令和５年１月４日（水曜日）午後２時から午後２時20分まで

2.　場所

日進市役所　南庁舎２階　第５会議室

3.　出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）・小林秀一（教育長職務代理者）、藤井美樹、市来ちさ、武田立史の各委員

〔事務局〕

加藤誠（学習教育部長）、與語隆弘（学習教育部次長兼生涯学習課長）、大津正仁（学習教育部主任指導主事）、後藤幸宏（教育総務課長）、桃原勇二（学校教育課長）、牧野泰介（学校教育課指導主事）、櫻井正弘（学校給食センター所長）、蟹江砂織（図書館長）

〔書記〕

伊藤美乃里（教育総務課主幹）、山田優子（教育総務課主事）

4.　欠席者

伊藤志門

5.　傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者４名

6.　会議録署名者

岩田教育長、藤井委員、武田委員

7.　議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第１号　臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の制定）

議案第２号　臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正）

（報告事項）
　事務局報告
　【教育総務課】
　　令和４年第４回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について
　　教育委員会の後援等名義使用等について
　【生涯学習課】
　　事業等報告について
　【図書館】
　　事業等報告について
（教育委員会行事予定）
（その他）
（閉会）

8.　次回会議日程

定例会
日　時：令和5年2月8日（水曜日）午後2時から
場　所：日進市役所　南庁舎2階　第5会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和５年１月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。本日は、伊藤委員より欠席の届出がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第３項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。本日の会議録署名者は、藤井委員、武田委員、私です。会議録調製者は、教育総務課の山田とします。

本日の会議には４名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通しください。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いします。

では、次第２、令和４年12月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは、会議録を承認とします。

次第３、諸般の報告です。私から３点ご報告します。

12月10日、日進市民会館において、令和４年度軟式野球連盟リーグ戦表彰式が行われました。長期間にわたりリーグ戦を戦い、優秀な結果を残したチームと選手に与えられる賞ですが、24チームがお互いの健闘をたたえ合っている姿が印象的でした。

12月18日、日進市民会館において、第３回にっしん音結祭が行われました。音楽を通して地域や市民同士が結びつくことを実感する演奏であり、演奏者の語りでし

た。今後もこのような演奏する、聴く、体験する機会を市民に提供してほしいと思いました。

12 月 25 日、日進市図書館において、日進市子ども図書館会議が行われました。自分の読んだ本を PR するビブリオバトルでは、それぞれの子どもたちが自分自身の持ち味を生かして、聞いている人たちに少しでもその本の良さを知ってもらおうと工夫を凝らしていました。

私からの報告は以上です。ただ今の報告について、ご意見、ご質問はございますか。

（しばらく間があり）ないようですので、各委員から報告があればお願いします。

委員

12 月 20 日、竹の山小学校で開催された学校音楽アウトリーチ事業に参加しました。今年度最後の学校ということでしたが、演奏される方も子どもたちも盛り上がっている様子で、楽しい時間を過ごさせていただきました。事業としても 2 年目を迎え、実施回数が増えているところですが、来年度以降も継続して実施していただき、是非中学校でも実施を検討していただけると、音楽の楽しさを感じられる機会につながると思いました。演奏された方の語りの中で、「息」という字は自分の心と書くことから、息を吐いて音を出すということは、自分の心を伝えることなんだと子どもたちに伝えており、私自身も感銘を受けました。このようなことを先生以外の方から伝えられることの大切さを感じ、音楽に限らず、子どもたちの充実した教育のために、様々な分野の方が学校に関わっていただけると良いと感じました。

教育長

ほかにございませんか。

（しばらく間があり）ないようですので、次第 3 は以上です。

では、次第 4、議事に入ります。

議案第 1 号「臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の制定）」について、教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

（しばらく間があり）それでは、議案第 1 号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）議案第 1 号を承認とします。

次に、議案第 2 号「臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正）」について、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

（しばらく間があり）それでは、議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）議案第2号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

続きまして、次第5、報告事項です。今回、教育長報告はありません。各所属から、事務局報告をお願いします。

教育総務課長

令和4年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について

教育委員会の後援等名義使用等について

（各項目について説明）

生涯学習課長

事業等報告について

（各項目について説明）

図書館長

事業等報告について

（各項目について説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

（しばらく間があり）報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

生涯学習課長

1月8日、二十歳の集いを市民会館にて開催します。1部には伊藤委員、市来委員、武田委員、2部には小林委員、藤井委員に出席のご案内をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

1月14日、愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催され、日進市代表選手が出場します。午前8時20分から市役所にて壮行会、午後0時30分から愛・地球博記念公園にて大会のスタートとなりますので、よろしくお願いします。

また、1月15日、音楽deハローワークとして警察の協力によるコンサート、ブース等を設置して仕事の紹介等を実施します。コンサートは午後3時から、「お仕事を知ろう」という仕事の発表と、児童生徒と警察官との面談は午後1時から行っておりますので、お時間がございましたらお越しください。

教育長

ほかにございませんか。

（しばらく間があり）教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第７その他として、お伝えすることや全体を通してご意見・ご質問等があればお願いします。

（しばらく間があり）以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

次回は、令和5年2月定例教育委員会を、令和5年2月8日（水曜日）午後2時から、市役所南庁舎2階　第5会議室で開催します。

これをもちまして、令和5年1月定例教育委員会を閉会します。

議案第１号

臨時代理事項の承認を求めることについて
（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の制定）

日進市教育長に対する事務委任規則第４条第１項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第２項の規定により報告し、承認を求めます。

令和５年１月４日提出

日進市教育委員会教育長　岩田　憲二

１　臨時代理事項

（１）提案理由

この案を提出するのは、日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第５条第６項及び第７項並びに第７条の規定に基づき、教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し、必要な事項を規定する必要があるからであります。

（２）該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第２条第２号

（３）主な内容

ア　採用の実施に関し、受験資格要件、採用試験の方法、選考の方法等の必要な事項を規定する。

イ　給与に関し、職級、職務の級、号給、人事評価、昇給等を規定する。

（４）施行期日

令和５年４月１日

２　臨時代理を行った日

令和４年１２月２３日

３　臨時代理を行った理由

採用試験準備のため、市議会にて条例の議決後、緊急で規則を制定する必要があったため。

議案第１号別紙

日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則

令和　４年１２月２３日
教委規則第　　５　　号

（趣旨）

第１条　この規則は、日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和４年日進市条例第２９号。以下「条例」という。）第５条第６項及び第７項並びに第７条の規定に基づき、同条例第３条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の採用及び給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（採用試験）

第２条　職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、別表第１に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分に応じた試験とする。

（受験資格要件）

第３条　採用試験の受験資格要件は、受験者として必要な経歴、学歴、免許、年齢等を考慮し、職種に応じ、教育委員会が別に定める。

（採用試験の方法）

第４条　採用試験は、口述試験、論文試験、実技試験、身体検査、筆記試験、適性試験その他の職務遂行に必要な能力を客観的に判定することができる方法のうち２以上を併せて行うものとする。

（採用試験の程度）

第５条　採用試験により判定する知能及び一般的知識又は専門的知識の程度は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８７条に規定する大学程度とする。

（採用試験の公告）

第６条　採用試験を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

（１）採用試験の名称及び職種に応じた試験の区分
（２）採用予定人員
（３）受験資格
（４）採用試験の方法、程度、時期及び場所
（５）受験申込用紙の交付及び受験申込書の提出の場所、時期その他必要な受験の手続
（６）採用の手続
（７）初任給その他の給与
（８）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（選考による採用）

第７条　選考による採用は、緊急に採用する必要がある場合等採用試験によることが適当でないと教育委員会が認める場合に行うことができる。

（選考による採用の公正の確保）

第８条　任命権者は、条例第３条各項の規定に基づき、選考により任期を定めて短時間勤務職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

（選考の方法）

第９条　選考は、選考される者が当該職の職務遂行の能力を有するかどうかを教育委員会が別に定める基準に基づき判定するものとし、必要に応じ、筆記考査、口述考査その他の方法を用いることができる。

（条件付採用の期間の延長）

第１０条　職員が条件付採用の期間の開始後６月間において実際に勤務した日数が９０日に満たない場合は、条件付採用の期間を実際に勤務した日数が９０日に達するまでの期間まで延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後１年を超えることはできない。

（新たに職員となった者の職級等）

第１１条　任命権者が職員を採用するために行う競争試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった者（以下単に「新たに職員となった者」という。）の職級及び職は別表第２のとおりとする。

（新たに職員となった者の職務の級）

第１２条　新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

２　初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、別表第３に定める学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（新たに職員となった者の号給）

第１３条　新たに職員となった者で、前条の規定により職務の級を決定されたものの号給は、その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する初任給欄に定める号給とする。

２　職務の級の最低限度の資格に満たない、又は当該資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、日進市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和４５年日進町規則第２号）の例により、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より下位若しくは上位の号給とすることができる。

（人事評価）

第１４条　人事評価は、日進市職員人事考課実施規程（平成１２年日進市訓令第１２号）の例により実施するものとする。

（昇給等）

第１５条　次に掲げる事項については、日進市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の例による。

（１）昇給区分、昇給の号給数、昇給日等の昇給に関する事項

（２）復職時における号給の調整に関する事項

（３）給料の訂正に関する事項

（委任）

第１６条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第１２条、第１３条関係）

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教育職Ⅰ	大学卒	２級１７号給
教育職Ⅱ	大学卒	１級２５号給

別表第２（第１１条関係）

職級	職
主任級	学校教育指導員、特別支援教育指導員、主任指導員、校内ハートフレンド指導員、協働活動専門員
主事級	専任指導員

別表第３（第１２条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	1　博士課程修了	（１）学校教育法による大学院博士課程の修了 （２）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2　修士課程修了	（１）学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

	3　専門職学位課程修了	（１）学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 （２）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	4　大学６卒	（１）学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第８５条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	5　大学専攻科卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	6　大学４卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）気象大学校大学部（修業年限４年のものに限る。）の卒業 （３）海上保安大学校本科の卒業 （４）上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

議案第２号

臨時代理事項の承認を求めることについて（日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正）

日進市教育長に対する事務委任規則第４条第１項の規定により教育長が臨時代理した事項について、同条第２項の規定により報告し、承認を求めます。

令和５年１月４日提出

日進市教育委員会教育長　岩田　憲二

１　臨時代理事項

（１）提案理由

この案を提出するのは、令和５年度から、教育支援センター主任指導員及び専任指導員に充てる職員を会計年度任用職員から任期付職員に変更することに伴い、日進市教育支援センター施行条例規則の一部を改正する必要があるからであります。

（２）該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第２条第２号

（３）主な改正点

ア　主任指導員及び専任指導員に関する規定を削除する。

イ　指導員に充てる職員の規定から会計年度任用職員の記述を削除する。

（４）施行期日

令和５年４月１日

２　臨時代理を行った日

令和４年１２月２３日

3　臨時代理を行った理由

日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の制定に伴い、緊急で規則を改正する必要があったため。

議案第２号別紙

日進市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和　４年１２月２３日

教委規則第　　６　　号

日進市教育支援センター条例施行規則(平成18年日進市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	(主任指導員及び専任指導員) 第4条　主任指導員は、校長経験者又は教育委員会が同等の資格を有すると認める者とする。 2　専任指導員は、大学において心理学を修めた者又は教育委員会が同等の知識を有すると認める者とする。 3　主任指導員及び専任指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。
(指導員) 第4条　教育委員会が必要と認める場合は、指導員を置くことができる。	(指導員) 第5条　教育委員会が必要と認める場合は、指導員として会計年度任用職員を置くことができる。
(会議室利用の手続) 第5条　略	(会議室利用の手続) 第6条　略
(委任) 第6条　略	(委任) 第7条　略

附　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第２号資料

○日進市教育支援センター条例施行規則

平成18年3月31日
教委規則第3号
改正　平成21年6月23日教委規則第5号
平成28年3月24日教委規則第1号
令和元年10月11日教委規則第5号
令和2年12月9日教委規則第8号
令和3年3月31日教委規則第2号

(趣旨)

第1条　この規則は、日進市教育支援センター条例(平成18年日進市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入室等の手続)

第2条　日進市教育支援センター(以下「教育支援センター」という)への入室を希望する児童生徒の保護者は、教育支援センター入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2　前項の規定による届出を受けた校長は、教育支援センター入室申請書(第2号様式)に必要な書類を添付して日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出する。

3　教育委員会は、前項の規定により入室の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、教育支援センター入室許可書(第3号様式及び第4号様式)により校長及び保護者に通知する。

4　第1項の規定により教育支援センター入室願を提出した者が前項の許可を受ける前に入室を辞退する場合は、保護者は教育支援センター入室辞退願(第5号様式)を校長に提出する。

5　教育支援センターへの入室を翌年度継続して希望する場合は、在籍校の校長は教育支援センター継続入室申請書(第6号様式)を教育委員会に提出する。

6　教育委員会は、継続入室を許可した場合は、教育支援センター継続入室許可書(第7号様式及び第8号様式)により校長及び保護者に通知する。

(通室)

第3条　通室方法及び往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

~~(主任指導員及び専任指導員)~~

~~第4条　主任指導員は、校長経験者又は教育委員会が同等の資格を有すると認める者とする。~~

~~2　専任指導員は、大学において心理学を修めた者又は教育委員会が同等の知識を有すると認める者とする。~~

~~3　主任指導員及び専任指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。~~

(指導員)

~~第5条~~第4条　教育委員会が必要と認める場合は、指導員~~として会計年度任用職員~~を置くことができる。

(会議室利用の手続)

~~第6条~~第5条　条例第8条第1項の規定により会議室の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育支援センター会議室利用申請書(第9号様式)に所定の事項を記入し、教育委員会へ提出しなければならない。

2　教育委員会は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、申請者に教育支援センター会議室利用許可書(第10号様式)を交付するものとする。

(委任)

~~第7条~~第6条　この規則に定めるもののほか、教育支援センターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成21年6月23日教委規則第5号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附　則(平成28年3月24日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和元年10月11日教委規則第5号)

(施行期日)

1　この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行前に改正前の日進市教育支援センター条例施行規則第5条に規定す

る主任指導員又は専任指導員であった者に係る同規則第10条第3項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

附　則(令和2年12月9日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月31日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

〔資料 No.1〕

令和４年第４回日進市議会定例会
一般質問・答弁内容(教育委員会関係分)について

① **川嶋恵美議員**（個人質問）

〇いじめ相談 SOS について【学校教育課】

② **山根みちよ議員**（個人質問）

〇日進市が選ばれる都市になるために～第８４回全国都市問題会議に参加して～

【生涯学習課】

〇不登校１５０人の波紋。不登校支援は待ったなし【学校教育課】

③ **ごとうみき議員**（個人質問）

〇物価高騰対策の緊急策として【学校教育課・学校給食センター】

④ **白井えり子議員**（個人質問）

〇「くるりんばす」など公共交通の問題について問う【学校教育課】

⑤ **大橋ゆうすけ議員**（個人質問）

〇北朝鮮による拉致事件について【学校教育課】

⑥ **大川博議員**（個人質問）

〇前進する日進市の教育について【教育総務課・生涯学習課・学校教育課・図書館】

⑦ **山田久美議員**（個人質問）

〇子ども達が健やかに成長し学ぶことができるようにするための課題について問う。

【学校教育課】

⑧ 古川ひさお**議員**（個人質問）

〇コロナ「第８波」への対応は【学校教育課】

①　川嶋恵美議員　（個人質問）

〇いじめ相談ＳＯＳについて【学校教育課】
●いじめ相談ＳＯＳの運用について説明を。

・２学期より１人１台タブレットによる「いじめ相談ＳＯＳフォーム」の運用を開始した。子供向けの相談窓口は多くあるが、新たな窓口として、授業で日常的に使われることとなったタブレットを活用することで、いじめが深刻になる前に、児童生徒の声をすくい上げることを目的としている。
・タブレットのホーム画面にあるアイコン「いじめＳＯＳ」をタップすると入力フォーム画面が表示される仕組み。いじめＳＯＳに相談が寄せられた場合、担任教員ではなく校長をはじめとした四役と市教育委員会にも情報が提供され、校長の指示のもと相談内容に対応する体制をつくる。市教育委員会にも情報共有されているため、必要に応じて市教育委員会としても協力出来る仕組みとなっている。
・入力フォームの設問は市内教員が作成し、成長段階に応じて小学校低学年、高学年、中学生用の３種類を用意している。また、市職員がマイクロソフトフォームスのアンケート機能を利用してアイコンも含め作成し、本市オリジナルとなっているため、初期導入費用及びシステム使用料が不要で、設問変更も随時可能となっている。

●運用後の相談状況はどのようか。「もしもしニッシーダイヤル」の相談状況も併せて示してほしい。

・運用開始後約２か月半で５０件の相談が寄せられた。内訳は小学校で４６件、中学校で４件。

●寄せられた相談にどのように対応をしたのか。

・相談への対応は、メール確認後、直ちに、市教育委員会から学校へ電話連絡し、メール内容の確認を行い、学校による対応方法の報告を受ける。
・相談の多くが、担任への対応を求めるものであったため、当該児童生徒への聞き取り後、指導が終わっている。

●今の運用方法での課題は。

・いじめＳＯＳフォームの利用は、小学生が多い結果となっている。ＳＯＳを発信した時間を見ると、休み時間など授業の合間に利用することが多い。現時点で利用が少ない中学生が、相談しやすい状況をつくるためには、教育相談の際の周知や、クラス以外の場所でのタブレットが利用できる環境づくりが有効だと考えられる。
・まずは、中学生のタブレットについて少なくとも月２回程度を目安に、定期的な自宅へ

の持ち帰りを進めていく。持ち帰り実施にあわせ、保護者にもいじめＳＯＳだけでなく、タブレットの利用状況含め学校活動を知っていただく機会となるよう連絡システム「コドモン」にて案内していく。

●いじめＳＯＳは、いじめに特化したものか。家庭での悩みや学習についてなど何でも子どもたちの心に寄り添えるものにした方が良いのではないかと思うが、児童生徒にはどのように案内をしているのか。

・いじめＳＯＳフォームに児童生徒が発信する内容は、いじめに限らず「つらい気持ちを誰かに相談したいとき」に使ってもらうことを想定している。児童生徒には、９月運用開始時点で各学校にて説明するとともに、保護者には連絡システム「コドモン」を活用して案内をした。実際の事例として、自分自身のことではなく同級生がいじめられているのではないか心配している相談もあった。

●「日進市いじめ防止基本方針」に基づき、どのように教職員の資質向上に努めているか。

・市内各小中学校で行っている生徒指導いじめ防止対策委員会において、生徒指導上の問題や、不登校児童生徒へのアプローチの情報共有、今後の支援のあり方についての相互アドバイスなどを通じ、教職員の資質向上に努めている。また、市教育委員会としても、一人一台のタブレットを活用し、ＩＣＴによるいじめ対策支援を行っていく。

●今後の対応について考えを聞きたい。

・本年度は、試行的に市内全校の小学５年生と中学１年生、モデル校として香久山小学校の小学３年生から６年生を対象にタブレットを活用したアンケート調査としてＷＥＢＱＵ（ウェブキューユー）を実施する。この調査は、クラス全体の様子及び児童生徒個人のいじめ・不登校傾向を可視化するもの。今年度の成果を踏まえ、次年度以降の調査対象の拡大を検討していく。
・教員の資質向上とともにＩＣＴも活用し、少しでも多くの児童生徒のいじめ不登校対策へのフォローを進めていく。

●ＷＥＢＱＵの予算はどれくらいかかるのか。「いじめＳＯＳ」との違いを含め、効果を説明してほしい。

・ＷＥＢＱＵ（ウェブキューユー）は、年２回利用の場合、児童生徒１人当たり８２５円のシステム利用料となる。
・ＷＥＢＱＵとは、児童生徒の学級生活での満足感と意欲、学級集団の状態の２項目について、心理テストから測定するもの。テスト結果の分析により、教員は児童生徒１人１人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針をつかむことができる。

・ＷＥＢＱＵは、担任が児童生徒へアプローチを行うことで、いじめや不登校を防ぐとともに、学級経営を向上させる目的を持つものであり、いじめＳＯＳは、児童生徒自身の抱える問題を、学校へ直接相談することを目的としている。

●年に２回測定し児童生徒１人１人にアプローチを行うとのことだが、担任の負担にはならないのか。担任にとっても児童生徒にとっても有効なシステムと捉えてよいか。

・ＷＥＢＱＵはタブレットを活用するので、従来の紙ベースのアンケートとは異なり、児童生徒の回答は自動集計され、担任は即時に分析結果を見ることができるシステムとなっている。このため事務負担が増えることはないと考えている。
・ＷＥＢＱＵの実施は、担任にとってはフォローが必要な児童生徒がわかり、学級経営を助ける力となるため、担任・児童生徒双方にとって有効なシステムになると捉えている。

②　山根みちよ議員　（個人質問）

〇日進市が選ばれる都市になるために～第８４回全国都市問題会議に参加して～

【生涯学習課】

全国都市問題会議『個性を活かして「選ばれる」まちづくり』～何度も訪れたい場所になるために～に参加した。移住・定住先として日進市が選択肢になりうる魅力あるまちづくりのために、提言をする。

●山形市長からは「健康医療先進都市」「文化創造都市」の２大ビジョンを掲げてのまちづくりの報告があった。本市は吹奏楽が盛んである。「音楽のまち・にっしん」は前進政策にもあるが、他にはない日進の強みとしてさらに伸ばしていけないか。市長のお考えはいかがか。

・「音楽のまち・にっしん」をめざし、子どもの頃から音楽と触れ合える環境づくりを進めるため、令和４年度は市内全小学校の４年生を対象とした学校音楽アウトリーチ事業や、音楽による子ども育成事業として小学４年生から中学３年生を対象とした「日進金管・木管塾」を実施している。
・さらに音楽を身近に感じ、暮らしの中で音楽に触れられる機会となるよう、旧市川家住宅での季節ごとのコンサートに加え、今年度は音楽と他分野とのコラボレーションとして、イベント開催中の総合運動公園において芝生広場を活用した屋外での音楽イベントや、日進市民美術展覧会日進展開催時に市民会館エントランスでの美術展コンサートの開催に取り組んだ。それぞれ、スポーツや芸術に関連した演奏を行い、普段とは違う音楽を楽しんでいただいた。
・また、１２月１８日には吹奏楽を含め音楽活動に取り組む市民の活動発表と地域の人とのつながり作りの場、市民が気軽に音楽に親しめる場などとなる「にっしん音結祭」、令和５年２月１１日には青少年の健全育成について、市民の意識高揚につなげるため愛知県警察音楽隊によるコンサートを開催する。
・今後も市民が生活の中で音楽に親しめるよう、イベントでの音楽の活用を進め、音楽のまち日進の推進に努めていく。

〇不登校１５０人の波紋。不登校支援は待ったなし【学校教育課】

１０月の日進議会報告会で不登校の小中学生が１５０人と公になったことで驚きが広がっている。２０２１年度の文部科学省の調査では全国で２４万人と発表された。６月の新教育長の所信表明から半年。予算時期となり、来年度の展開はどのように考えているか。

●ステップアップ教室の増設について見通しはいかが。

・教育長の所信表明で申し上げたとおり、学校には通えていても、生きづらさや精神的な苦しさ、不安を抱える子どもたちに対しては、心のケアをしながら、個別指導など多様な対応を継続し、学びの支援を行えるような教室として校内ハートフレンドの設置を次

年度から随時進めていきたいと考えている。また、子どもたちに寄り添いながら学習指導もできる経験豊かな教員の配置につきましても同時に実現できるよう進めていきたいと考えている。

●タブレットを自宅で活用する子どもは昨年は５人と答弁された。現在は何人か。

・不登校児童生徒のうち、本人希望によりタブレットの自宅への貸し出しを行っているのは、現在４４名。

●タブレットを使い自宅で活用するケースは出席扱いになるのか。

・学校に登校しているのと同等の学習効果が認められる活動をしていた場合、出席扱いとすることはある。例えば、各種大会や発表会に出場するために学校を欠席したケースなど、活動内容から教育的側面が認められる場合は、校長の判断により出席扱いとしている。
・タブレットを活用した自宅学習についても同様に、その内容から判断することとなる。

●現在不登校の４４人の子どもたちが具体的にタブレットをどのように活用しているのか。

・中学校の一例では、生徒が毎日見ている連絡掲示板を写真にとり、不登校の生徒が自宅からタブレットで見て学校の様子を知ることができるように連絡ツールで共有している。
・最も多い活用方法は、タブレットで利用できる学習ドリル等のソフトウェアによる自主的な学習。また、希望する児童生徒に対しては、担任等からの健康観察やクラスの授業映像の配信に活用している。

●不登校児童、生徒がタブレットを活用した学習についての学習状況の把握及び評価について伺う。

・タブレットを活用した学習状況の把握については、不登校児童生徒の学習や生活状況の全体を把握する中で行っている。現在、タブレットによる学習のみでの、評価を行ってはいないが、考え方としては、各学校において、児童生徒の総合的な学習態度を踏まえて判断するものとなる。

●その内容について、「出席扱い」にするための本市での要件があるのか。

・本市においては、要件を定めていない。

●デジタル教材などによる自宅学習を「出席」と認める学校が急増している。なぜ「出席扱い」にこだわるかと言えば、やはり進学の際の内申点に結び付くということもある。文部科学省の統一見解はあるのか。

・文部科学省は、令和元年１０月２５日付通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、「不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」を定めている。
・その要件を満たし、将来の学校復帰や児童生徒の自立を阻害しない学習活動であると判断された場合は、指導要録上出席扱いとすること、及びその成果を評価に反映することができるとされている。なお、オンラインによる出席は「オンラインによる出席日数」として指導要録に記載されることになる。

●各学校の判断に任されるということならば、本市の教育長の考えをぜひ聞かせていただきたい。

・前提条件として、文部科学省の通知においては、ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超え長期にわたることを助長しないよう留意する必要があるとされている。
・本市においては、児童生徒の学習権を守るという観点から、希望があればタブレットを活用しての学習を進めていく。その上で、評価については、文部科学省の通知の趣旨に沿って、児童生徒の生活や学習状況を総合的に判断して評価するものと考えている。

●１１月２８日朝の新聞報道で「日進高校が不登校特例校に」、中高一貫公立で全国初というニュースが飛び込んできて、大変驚くとともに歓迎している。この件に関して、本市の得ている情報があれば、教えてほしい。

・県事業であるため、本件の情報については報道と同じ内容となるが、教育長が中心となり不登校対策を進めている本市において選択肢が増えることは、児童生徒及び保護者にとって大変良い事業と考えている。市としても、日進高校と連携しながら、日進市モデルを模索していきたいと考えている。

●スクールカウンセラーは各中学に１人配置されているが、小学校は３校に１人である。小学校の不登校が増えている状況から、２校に１人の配置を県に要請できないか。

・いじめ不登校対策におけるスクールカウンセラーは大変重要な役割を果たしている。市としても、心の教室相談員や、椙山女学園大学臨床心理士による臨床心理相談委託等事業も実施しているが、スクールカウンセラー増員については、事業主体である県へ要望していく。

●スクールソーシャルワーカーの増員についてはどうか。

・現在、スクールソーシャルワーカーは、４中学校区ごとに１名ずつ計４名を配置している。

・スクールカウンセラー同様、スクールソーシャルワーカーも、いじめ不登校対策に重要な役割を果たしている。いじめ・暴力行為などの問題行動、不登校、子供の貧困、児童虐待などさまざまな課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動が重要視されている。
・こうした点からも、現在の４名体制をさらに強化するため、増員についても、次年度以降優秀な人材確保とあわせ、準備を進めている。

③　ごとうみき議員　（個人質問）

〇物価高騰対策の緊急策として【学校教育課・学校給食センター】
●修学旅行費、制服、学用品、給食費などへの教育費用を無料にできないか。

・教育費用については、要保護・準要保護児童就学支援事業において、必要な世帯への支援を行っている。また、給食費については、本年度は新型コロナウィルス感染症地方創生臨時交付金を活用することで高騰する食材費の増額分を補填しており、当面は保護者負担が増えないよう取り組んでいく。

●物価上昇に伴い､修学旅行費用も増加傾向ではないか｡過去の費用との比較はいかがか。

・市内小学校の修学旅行平均費用は、令和３年度は一人当たり約３万円、令和元年度は一人当たり約２万７千円。

●主な値上げの要因はどのようか。

・修学旅行費用の変動についての理由は不明。

●仮に高騰分を市が負担すると国の交付金活用の対象となるか。

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については対象事業となるが、既に優先すべき事業に活用しており、本事業への充当の予定はない。

●修学旅行も教育の一環｡本来なら｢義務教育は無償｣との位置づけをすべきではないか。

・市内全児童生徒の修学旅行費用を市で負担することは考えていないが、今後も要保護・準要保護児童就学支援事業にて必要な世帯へ支援を行っていく。

④　白井えり子議員　（個人質問）

○「くるりんばす」など公共交通の問題について問う【学校教育課】
●中学生の通学にも利用のお尋ねがある。どのように受け止め対応されるか。

・中学生の通学方法については、各中学校にて決定している。くるりんばすによる通学は、これまでも足の怪我をした児童生徒などの対応として利用した事例はある。
・通学での利用については、保護者から、在学している中学校へ個別に相談していただきたいと考えている。

●自転車通学がほぼ全域で禁止になった時に、くるりんバスを通学手段の選択肢の一つに加えてほしいという保護者、生徒の意見があった。親が送り迎えをするのではなく、生徒の体調など状況がいろいろある中で、使用を自分で決められないか。いちいち届や許可ではなく、選択の幅を広げられないかということ。制服など、子どもたちの意思が大切にされ、結果に至るまで丁寧に話し合われたことはとても素晴らしい。アンケートや生徒会での話し合いなど、できないものか。

・自転車通学については、生徒の交通事故防止や地域の道路事情などを考慮し、保護者と協議の上、各中学校で決定している。
・くるりんばすの通学利用についても、制服同様、生徒の意思や提案が生徒会活動等を通して学校内で醸成されていく際は、保護者も学校と垣根なく話し合い、良好な関係性をつくりながら考えていけるよう協力していく。

⑤　大橋ゆうすけ議員　（個人質問）

〇北朝鮮による拉致事件について【学校教育課】

●間もなく、今年の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を迎える。日進市には、特定失踪者の方がおり、決して他人事ではないと考えている。本市及び本市の教育現場における取り組み内容と今後の方針について伺う

・本市の教育現場における取組みとしては、令和４年１１月１７日付で、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室から「アニメ「めぐみ」の視聴及びアンケートへの協力並びに拉致問題啓発ポスターの掲出に係る協力」の依頼があり、市内小中学校へ送付している。拉致問題啓発ポスターについては、期間中市内全小中学校で掲載する。
・新型コロナウィルス感染症でさまざまな制限を受ける中、人権週間を含めて「いじめ」をはじめさまざまな人権問題に学校現場では取り組んでいる。アニメ「めぐみ」の授業での視聴に関しては、一人一台タブレットを活用して視聴できる環境が整っている。
・学校における視聴につきましては、学校毎に置かれた状況が異なるので、教育課程の履修状況を鑑みながら実施を決定することとなる。

●昨年の答弁では、「アニメめぐみの視聴なども積極的に活用し、北朝鮮による人権侵害問題について考える機会とするよう各小中学校に働きかけていく。」とあったが、昨年、教育委員会からの案内が出されて以降、市内小中学校での「アニメめぐみ」の視聴実績はいかがか。

・現段階では視聴実績はない。

●「アニメ「めぐみ」の授業での視聴に関しては、一人一台タブレットを活用して視聴できる環境が整っている。」とのことだが、現段階で、教育委員会から各学校への具体的な提案がされているのか。もしくは、タブレットを活用した、現場からの取組み予定が報告されているという事か。

・具体的な提案としては、人権週間における授業での活用をしやすくするため、期間中はタブレット内に人権を考えるサイトと、アニメ「めぐみ」が視聴できるサイトのタブレットホーム画面へのアイコンの設置を予定している。

⑥　大川博議員　（個人質問）

〇前進する日進市の教育について【教育総務課・生涯学習課・学校教育課・図書館】
●市長の政策を問う
◇学校施設の改修

・学校施設については、児童生徒や教職員が安全に安心して学校生活を送ることができるように、これまで様々な改修工事などを行ってきた。
・例えば、飛散防止フィルムについては、令和２年度と令和３年度に施工が必要な全小中学校の普通教室や特別教室などに施工した。トイレについては、令和元年度に災害時に避難所となる小中学校の体育館に多目的トイレの設置を行い、老朽化している校舎のトイレも順次改修工事を進めており、今後も引き続き行っていく。空調設備については、令和４年度に小学校の特別教室と配膳室に設置し、小学校の使用する教室には全て空調が設置されたことになる。今後は、中学校の特別教室などにおいても順次設置していく。
・ＩＣＴ環境については、令和２年度に全小中学生に１人１台のタブレット端末を配備するとともに、タブレット端末を授業などで活用できるようにネットワーク環境などの整備を行った。また、教員の働き方改革を進めるために、令和２年度に音声案内の導入に係る工事を行った。
・今後も、児童生徒が学校で安全安心に生活ができ、より学びを深めることができるように、また、教職員が児童生徒の対応に注力できるように、学校環境の整備に努めていく。

◇「音楽のまち」の進捗状況

・これまでの主な取組みについては、令和２年度に市民会館にティンパニ、バスドラムなどの大型打楽器を導入したほか、音楽活動に取り組む市民の活動発表と地域の人とのつながり作りの場、市民が気軽に音楽に親しめる場などとなる市主催の音楽祭「にっしん音結祭」や、音楽を身近に感じ、暮らしの中で音楽に触れられる機会となる旧市川家住宅での季節ごとのコンサートを開催してきた。
・令和４年度は音楽と他分野とのコラボレーションとして、総合運動公園芝生広場での音楽イベントや、日進展開催時に市民会館エントランスでの美術展コンサートの開催に取り組んでいる。令和５年２月には青少年の健全育成について、市民の意識高揚につなげるため愛知県警察音楽隊の協力によるコンサートを開催する。
・本物の音楽や音楽家に触れることにより、音楽を身近に感じていただくことだけでなく、物事を継続することの大切さなどの学びにつなげていくため、「日進市の強み」であり「地域の財産」である愛知県立芸術大学との連携を検討して行きたいと考えている。
・引き続き、様々な機会を通して市民が気軽に音楽に触れる機会を提供していく。

◇ＩＣＴ教育の進捗状況

・ＧＩＧＡスクール構想において整備した１人１台のタブレットや大型提示装置は、新たな授業支援のためのツールとして活用を進めている。例えば、小学校においては、コロナ禍前に工場見学を実施していたトヨタ自動車株式会社などの企業の協力を得て、ＺＯＯＭを活用したオンライン工場見学を全校で実施した。また日進中学校においては、コロナ禍で各種行事に保護者の参加が難しい状況であったことから、生徒の日頃の様子の映像集を保護者会の折に大型提示装置を活用して昇降口で流す取組みを行った。
・新たな取組みとしては、社会科副読本「わたしたちのまち日進」について、令和６年度改定時に従来の紙の本ではなく、タブレットで使用できる電子化を進めていく予定。教員が、自ら教材の電子化に関与することで、更なるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進につなげていく。
・また、来年度より設置予定の「校内ハートフレンド」において「不登校児童生徒」などに対して、オンライン授業を模索し研究していきたいと考えている。

◇新たなツールであるからこそ、苦手意識のある教員もいる。このためＩＣＴ指導員の配置は不可欠である。どのようになっているか。

・苦手な意識をもつ教員へのフォローと共に、多忙化解消の有効な手段としてＩＣＴ活用を進めるためには、専門的なアドバイスと、授業前の機材設置などの準備や設定作業への補助が有効な手段だと考えている。
・次年度以降、ＩＣＴの専門員からアドバイスがいつでも受けられる体制と、実際の授業活用に向けた準備作業の両面でＩＣＴ支援体制を構築していく。

◇いじめ・不登校・虐待への対策

・いじめ対策として、タブレットを活用した「いじめ相談ＳＯＳフォーム」を２学期より運用開始した。ＧＩＧＡスクール構想におけるタブレットを学習だけではなく、いじめ不登校対策に活用する取組事例として、複数の報道機関で取り上げていただき、本事業の英語版記事もインターネット上で公開していただいている。こうした影響から、本市の取組を参考としたいとの問い合わせが県内外の自治体からあり、県外では、１２月に鹿児島県霧島市、年明けに滋賀県大津市の視察受入れを予定している。
・ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴ活用により児童生徒にとって身近な相談窓口を追加することができている。

◇いじめ対策は、教員やカウンセラーだけでは解決が困難であり、スクールロイヤーは必要不可欠である。進捗状況はいかがか。

・市教育委員会としても学校現場と一体となっていじめ不登校対策を進めていく中で、子どもの最善の利益のために、法律の専門家としてのアドバイスをいただくための仕組みとして、スクールロイヤーの重要性を認識している。
・尾三地区連携によるスクールロイヤー導入に向け、豊明市、みよし市、東郷町とともに、

現在愛知県弁護士会と調整を図っている。

◇ＬＧＢＴに対する取り組み

・子ども達の声を取り入れて、令和５年度から新しい制服が導入される。日進市中学校制服検討委員会での討議を経て、ブレザー制服の導入と既存のセーラー服や詰襟の併用という方針が決定している。
・１０月２５日に第３回制服検討委員会が開催され、制服規則について確認し、新しい制服の着用のルールとともに防寒着、靴、カバンといった規定も見直しを行った。１１月４日に連絡システム「コドモン」を活用し、中学１・２年生と小学６年生の保護者に向けて、制服規則を配信した。

◇教師の負担軽減対策

・市内の全小中学校においては、「教員の長時間労働解消プラン」を実施し、タイムカードの導入や完全学校休校日の設定、留守番電話の導入などの対策を行った。
・小学校においては、これまでも各校で時間割を工夫し教科交換をしていたが、本年度は北小学校３・４年生をモデルケースとして、交換授業に取り組んでいる。今後、成果と課題を北小学校でまとめ、市内学校で共有していく。
・中学校においては、部活動指導のあり方を見直して休養日を設けるなどの対策を行った結果、在校時間が大幅に削減された。

●教育の前進を問う
◇民間委託（水泳指導）による効果

・令和３年度に民間委託を開始した香久山小学校に加え、今年度は、西小学校、東小学校、相野山小学校においても、民間委託による水泳指導を実施した。
・児童一人一人の泳力に合わせた指導が実施され、水泳に親しむ資質と泳力を高めることができた。教員からも、水泳指導はインストラクターが実施するため、子どもたちの安全管理や健康観察に集中できることが、安心につながったとの意見をいただいている。
・安全面にも配慮の上で、充実した活動が行われており、水泳指導の民間委託は、結果として教員の負担軽減につながったものと考えている。
・小学校の水泳指導については、プール施設の老朽化により近年に大規模改修が必要となる小学校において、改修するのではなく、民間委託に切り替えて順次実施していく計画としている。令和５年度は、北小学校、南小学校も加えていく予定。

◇図書館・図書室の進化

・市立図書館では新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、これまで臨時休館や来館者サービスの縮小を余儀なくされたが、自動貸出機や自動返却機、座席予約システム等、

接触や密を回避できる既存の設備利用の促進を図るとともに、国の交付金を活用してオーディオブックや図書除菌機の導入を行ってきた。
・事業の縮小や臨時休館の時期であっても、学校の調べ学習に役立つコンテナ便を創設し、読書バリアフリー法の施行を受け、オーディオブックや読書が困難であっても写真やイラストなどを使った誰でも読書が楽しめるＬＬブックの整備をした。令和２年度及び令和３年度には、ふるさと納税を活用した子どもの本のクラウドファンディングを実施し、多言語の絵本を多数揃えた。
・現在、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、市立図書館と学校図書館を繋ぐネットワークの構築や図書館システムの連携、学校への電子図書館や電子会議システムの導入などを行っている。これにより、市立図書館、学校図書館ともに図書資料の利用が活発になることが想定されるため、市立図書館に２台目の自動返却機を設置する予定。
・市立図書館と学校図書館のシステム連携に伴い、タブレットで読むことができる電子図書を導入し、児童・生徒の読書機会を創出する。現在、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施しており、電子図鑑の整備も行っていく。

◇人員の強化と待遇

・「チームとしての学校」が十分機能することを目指し、市の雇用する職員の拡充を図ってきた。令和２年度から、スクールソーシャルワーカーを３名から４名に増員し、中学校区に１名ずつ配置した。また、特別支援教育指導員の配置により、専任で就学前相談を担当できるようになり、学校や専門機関との連携を深めている。令和４年度から、交通指導員の勤務条件の見直しにより、本年度当初の２２名から現在２６名相当の雇用につながっている。これらの拡充により、教員の多忙化解消につながり、児童生徒に向き合う時間を確保できるよう図っていく。

◇課題であった会計年度任用職員等の人件費はどのようになったか。

・全国的な教員のなり手不足の課題に対する解決策の一つとして、本市が雇用する講師の処遇改善を検討してきた。本議会において、専科講師の時間単価を引き上げるため、給料表を継ぎ足すことを規定した条例改正について提案させていただいており、時間単価の上限を設定している関係規則についても改正の手続きを進めている。

◇教員養成大学との連携

・全国的に教員不足が問題となっている中、「教員になりたい人材の育成」は社会全体が向き合うべき課題だと考えている。そのための取組みの一つとして、教員養成課程のある大学と連携し、「学校現場を肌で感じさせる」ことが大切になってくると考えている。
・教員になる前に行う教育実習を充実したものにすることは大変有効。教育実習は、教育者としての児童生徒への愛情と使命感を深め、将来教員になる上での能力や適性を考え

る良い機会である。この良い機会に、児童生徒に分かりやすく楽しいと感じられる授業づくりに取り組ませたり、ときには悩みごとの相談に乗ったりすることを通して、教員という職業が、児童生徒の成長に携わることのできる、やりがいのある仕事であることを強く実感してもらうことができる。

・今年度、本市で教育実習を行った学生へのアンケートの中にも、「現場でしか経験することのできない多くのことを経験し、実際に児童生徒と関わりを持つ中で、教員という職業の温かみを感じ、教員になりたいという気持ちが高まった」という声があった。
・この他にも、大学との連携により、本市の学生サポーター制度や各大学のインターンシップ制度を利用して、本市の学校現場に多くの学生が入り、児童生徒と一緒に遊んだり、教員の手伝いをしたりするなど、学校現場を肌で感じてもらえるようにしている。

◇アプリによる保護者連絡システムの活用状況

・学校から保護者への連絡手段として、従来のメール配信システムに代え、令和４年９月から、学校・保護者間連絡システム「ＣｏＤＭＯＮ（コドモン）」の利用を開始した。利用開始後、保護者には、これまで電話やメール、連絡帳等で複数の手法で行っていた欠席・遅刻連絡をアプリから行っていただいている。学校側は連絡方法が一元化されたこと、保護者もスマホ上で連絡が可能となった点が双方の負担軽減につながっている。
・従来のメール配信システムは、添付ファイルの送付ができなかったため、学校から保護者への情報伝達は、基本的に児童生徒を経由して紙で行われており、児童生徒の紛失や保護者への渡し忘れによって情報共有が図られないことがあった。
・新システムの導入後、保護者に向けて紙で配付していた連絡や学年だより等をデータにて配信しており、印刷代や紙代の削減だけでなく、配付業務の軽減につながっている。保護者は、いつでもシステムで配付物を確認することが可能となり、新たなアプリによる保護者連絡システムの利用は、保護者、学校双方にとって非常にメリットがあるものと考えている。国の交付金を有効に活用できた事例となっている。

◇通学路の改善

・通学路の安全確保に向けた取組みを継続的に行うため、平成３０年４月に「日進市通学路交通安全プログラム」を策定した。このプログラムに基づき、教育委員会、学校、警察、道路管理者等の関係機関で構成する「日進市通学路安全対策協議会」を設置し、各機関の連携を図っている。
・具体的には、１年に１中学校区単位で安全対策を検討して整備計画を作成し、翌年度に対策を実施、対策実施後の効果把握も逐次行い、対策の改善・充実を図っている。
・令和元年度は日進東中学校区で危険個所の把握４か所のうち３か所で対策を実施、令和２年度は、日進中学校区で危険個所の把握７か所のうち６か所で対策を実施、令和３年度は日進北中学校区で危険個所の把握８か所のうち全ての箇所で対策を実施、令和４年度は日進西中学校区にて、危険箇所及び対策要望箇所の把握、整備計画の作成、現場調査の実施を行った。

・昨年度の全国一斉の通学路点検においては、市内の通学路上にある危険箇所の把握３３か所のうち２２か所で対策を実施しており、４か所は今年度実施、１か所は次年度実施予定。残り６か所については、警察や愛知県による実施を依頼している。
・信号や歩道の設置等の恒常的な安全対策を実施することが難しい箇所は、警察の取締り強化や交通指導員により、引き続き対策し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていく体制づくりにも取り組んでいく。

⑦　山田久美議員　（個人質問）

〇子ども達が健やかに成長し学ぶことができるようにするための課題について問う。

【学校教育課】

●体力・運動能力調査で、６歳から１９歳の子ども達の体力が落ちている。そのことに関し、対策を考えているのか。

・学校における運動については、体育は週に２コマから３コマが文部科学省の定める授業時間となる。学校としては、学習指導要領に基づき、運動量を確保するよう取り組んでいる。
・新型コロナウィルス感染症の影響と教員多忙化解消に向け、部活動時間は以前より減少傾向にある。今後は、学校での運動量確保だけでなく、地域に移行する新しい形の部活動での体力づくりや、保護者による家庭での体力づくりを進めていただきたいと考えている。

●学校では教科のコマ数が決められているが、やはり家庭での体力作りも大切と考える。瀬戸市では子ども達が運動を好きになり体力をつけられるようにしようと、小中学校などで大学生が体育の授業をサポートする「瀬戸の運動促進プログラム」を進めているとのこと。このような取組みを本市でも取り入れてみてはいかがか。

・体育の授業での取組みについては、学習指導要領に基づき実施していくが、先進的な事例についても、授業研究の参考とする。

●医療的ケアを必要とする児童に対して、日進ではどのような対応をされているのか。
◇来年度は、小学校や中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒はいないのか。
◆１型糖尿病の場合インスリンの注射は４回打たなければならない。ほとんどの子は自分で打てるように練習していると思うが、自分で打つことができない、または、アレルギー反応によってアナフィラキシーを起こした子がいる場合などは、どのように対処するのか。

・医療的ケアを必要とする児童生徒の中に、現在Ｉ型糖尿病の児童生徒はいない。自分で注射ができない児童生徒の就学の際は、病状に沿った対応をしていくこととなる。また、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒に適切に対応できるよう、教職員は毎年度エピペンの注射の訓練をしている。

◆就学猶予について伺う。早産等で体が小さく体力のない子について、保護者が一年遅らせて就学を希望された場合、可能か。学校教育法で定められた義務教育への就学を猶予できる手続きで、病弱や発育不全その他やむをえない事由がある子を対象に各市町村の教育委員会の判断で適用されるが、本市はいかがか。

・就学義務の猶予の制度については、学校教育法に定められている。本市でそうした保護者からの申し出があった場合、まずは市教育委員会において、相談及び状況把握をした後、本市の教育支援委員会に諮問し、市教育委員会で判断することとなる。

●コロナ感染が拡大してからの給食時間は、未だに黙食は続いているのか。

・愛知県教育委員会の「教育活動の実施等に関するガイドライン」が改訂され、１１月１日からは昼食時の席の配置や会話についての基準が緩和されている。具体的には、「食事中は会話を控えるよう指導」から、「食事中は大声での会話を控えるよう指導」となっている。
・しかしながら、「第８波に入った」であるとか、「インフルエンザとの同時流行」が懸念されており、市内小中学校においても感染の波が収まらないため、クラスター予防で学級閉鎖をしているのが現状である。
・今後、私立中学校の入学試験や高等学校の入学試験が年明けに迫っていることから、黙食を継続している。

●収まっていくと思われた感染が、残念ながら収まり切れない。食事は楽しくお話しながら食べるから余計においしくて食欲もわくのだと考える。もう少し感染者が減少した時、話をしながら給食を食べる事はできないか。ハンカチやマスクで口を隠すようにし小さい声でおしゃべりできると良いのではないかと思うがいかがか。

・感染状況が落ち着いたら、給食の時間も児童生徒がより楽しく過ごせるよう、緩和されたガイドラインに沿って運用していく。

⑧　古川ひさお議員　（個人質問）

〇コロナ「第８波」への対応は【学校教育課】
●本市の感染者の総数はどれほどか。
◇小学校の学級閉鎖が１１月にかけて非常に多くなっているが、要因は何で、対策はなにか。学習面での遅れなど問題はないのか。

・学級閉鎖は、直近では香久山小学校・北小学校が多い傾向がある。要因については不明確だが、感染拡大を予防する観点から、早めに学級閉鎖を実施している
・学習面については、学校において個々の児童生徒に対応している。

〔資料 No.2-1〕

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日　・令和4年11月29日（火）～30日（水）【電子会議】
　　・令和4年12月20日（火）～21日（水）【電子会議】

No	許可決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
1	2022/12/5	名古屋商科大学吹奏楽部シンフォニックアンサンブル第36回定期演奏会	名古屋商科大学吹奏楽部シンフォニックアンサンブル 主将　森田　直吉	2022/12/21	無料	吹奏楽を通じてより多くの方々に音楽を知ってもらい、音楽教育によって市や県の活性化に貢献するため。	
2	2022/12/5	Nisshin Wind Orchestra ウィンターコンサート2023	Nisshin Wind Orchestra 団長　菊田　隆太朗	2023/2/5	有料	吹奏楽のコンサートを行うことにより団員相互の親睦を深め、演奏技術の向上及び地域の芸術文化の発展に寄与すること。	
3	2022/12/5	教育講演「7ヵ国語で話そう。」	一般財団法人　言語交流研究所　ヒッポファミリークラブ 代表理事　鈴木　堅史（日進市代表　林　嘉純）	2023/2/4、2/8、2/12	無料	世界の様々な言葉に接し、国際交流をより身近に感じる機会とする。	
4	2022/12/22	モラロジー講演会	愛知日進モラロジー事務所 代表世話人　栗山　芳高	2023/3/12	無料	生涯学習の観点から、道徳に基づく人間形成と健全で民主的な社会づくりに参画するための教養を高めることを目的とする。	
5	2022/12/22	2022年度スポ協まつりインドアすぽーつ体験会	日進市スポーツ協会 会長　森　健司	2023/2/19	無料	日進市民及びインドアスポーツ団体の教室を開催し、市民及び参加者のスポーツ技術の向上、体力、健康増進、市民交流を図り、日進市のスポーツ文化を活性化させ、同時に市民生活の質の向上を図るもの。	
		以下余白					

第１号様式（第４条関係）

日進市教育委員会　後援等名義使用申請書兼誓約書

2022年11月21日

日進市教育委員会　様

（申請者）
団体名 名古屋商科大学吹奏楽部シンフォニックアンサンブル
代表者氏名 森田直吾
所在地 〒470-0193
又は住所 愛知県日進市米野木町三ケ峯4-4
電話番号 0120-413-006

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	☑ 後援	☐ 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事　業　名	名古屋商科大学吹奏楽部シンフォニックアンサンブル第36回定期演奏会	
③実施期間 及び日時	R4年12月21日（水）／18時00分 ～ 20時00分～ 年　月　日（　）／　時　分 ～　時　分	
④会　　場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール	
⑤事業の目的	吹奏楽を通じてより多くの方々に音楽を知ってもらい、音楽教育によって市や県の活性化に貢献するため。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	☑ 無料　☐ 有料（　円）	
⑧周知方法	☑ チラシ ※チラシ案を添付してください	☑ その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 市内の店頭、公民館、SNSでの広報	
⑨他の後援等の 使用許可状況	☑ あり又は申請中	☐ なし
	※申請先をご記入ください。 愛知県教育委員会、愛知県吹奏楽連盟、朝日新聞社	
⑩主催者について	発足年月日　62年　4月　1日 会員数　22人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 電話	

裏面あり

日進市役所
-4.11.21
日教第　号
受付

第１号様式（第４条関係）

【必要添付書類について】

⑩会の規約（規約等がない場合は団体の設立趣意を以下に記載してください）

音楽を通じて多くの人と交流をする。地域のイベント等、積極的に参加し、地域とのつながりを持つ。

⑩役員名簿（役職と氏名を記載してください）

⑥事業計画書（参加対象者及び想定人数、参加費等について具体的にご記入ください）

⑥収支計算書

⑧チラシ（チラシ案もしくは前回事業のチラシを添付してください）

以下は賞の交付の場合のみ

①賞の一覧（日進市教育委員会以外の賞がある場合は添付してください）

①賞状の文案（賞状を出される場合は添付してください）

○誓約書

私は、申請が承認された場合、以下の条件の通り後援等名義を使用することを誓約いたします。

代表者（自署）氏名　森田直哲

1　名義の使用のみとする。

2　教育委員会は、経費の一切を負担しない。

3　営利、商業宣伝、勧誘等の目的をもって、使用しないこと。

4　特定の宗教的・政治的な主張を満たす、あるいは貶す目的でないこと。

5　事業の参加者の公衆衛生及び安全の確保について、注意を払うこと。

6　申請内容に変更を生じた場合は、後援等名義使用許可内容等変更申請書（第３号様式）を提出し、承認を得ること。

7　事業が完了したときは、後援等名義使用実績報告書(第７号様式)を事業完了後３０日以内に提出すること。

8　名義使用に関し、不正に使用した場合は許可を取り消し、今後の後援等名義の使用許可は行わない。

9　開催地が市外の場合は、開催地の後援名義が取れていること。

10　この許可により市教育委員会や学校等がポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、特別な協力を行うことはしない。

第１号様式（第４条関係）

日進市教育委員会　後援等名義使用申請書兼誓約書

令和４年１１月２４日

日進市教育委員会　様

（申請者）
団体名　Nisshin Wind Orchestra
代表者氏名　菊田　隆太朗
所在地　日進市赤池南一丁目１３５番地　１－Ｂ１０１
又は住所
電話番号　080-3062-6715

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	☑ 後援	☐ 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事　業　名	Nisshin Wind Orchestra ウィンターコンサート 2023	
③実施期間 及び日時	令和５年２月５日（日）／１４時００分　～　１７時００分	
④会　　場	日進市民会館大ホール	
⑤事業の目的	吹奏楽のコンサートを行うことにより団員相互の親睦を深め、演奏技術の向上及び地域の芸術文化の発展に寄与すること。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	☐ 無料　　☑ 有料（８００円）	
⑧周知方法	☑ チラシ ※チラシ案を添付してください	☐ その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 公共施設、楽団ウェブサイト	
⑨他の後援等の 使用許可状況	☑ あり又は申請中	☐ なし
	※申請先をご記入ください。 愛知県吹奏楽連盟	
⑩主催者について	発足年月日　平成３０年１月１日 会員数　７０人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 電話	

裏面あり

日進市役所
-4.11.24
日教第　号
受付

第１号様式（第４条関係）

【必要添付書類について】

⑩会の規約（規約等がない場合は団体の設立趣意を以下に記載してください）

⑩役員名簿（役職と氏名を記載してください）

⑥事業計画書（参加対象者及び想定人数、参加費等について具体的にご記入ください）

⑥収支計算書

⑧チラシ（チラシ案もしくは前回事業のチラシを添付してください）

以下は賞の交付の場合のみ

①賞の一覧（日進市教育委員会以外の賞がある場合は添付してください）

①賞状の文案（賞状を出される場合は添付してください）

○誓約書

私は、申請が承認された場合、以下の条件の通り後援等名義を使用することを誓約いたします。

代表者（自署）氏名 菊田 隆太朗

1　名義の使用のみとする。

2　教育委員会は、経費の一切を負担しない。

3　営利、商業宣伝、勧誘等の目的をもって、使用しないこと。

4　特定の宗教的・政治的な主張を満たす、あるいは貶す目的でないこと。

5　事業の参加者の公衆衛生及び安全の確保について、注意を払うこと。

6　申請内容に変更を生じた場合は、後援等名義使用許可内容等変更申請書（第３号様式）を提出し、承認を得ること。

7　事業が完了したときは、後援等名義使用実績報告書(第７号様式)を事業完了後３０日以内に提出すること。

8　名義使用に関し、不正に使用した場合は許可を取り消し、今後の後援等名義の使用許可は行わない。

9　開催地が市外の場合は、開催地の後援名義が取れていること。

10　この許可により市教育委員会や学校等がポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、特別な協力を行うことはしない。

第１号様式（第４条関係）

日進市教育委員会　後援等名義使用申請書兼誓約書

令和　4　年 11 月 28 日

日進市教育委員会　様

（申請者）

団体名　（一財）言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ

代表者氏名　代表理事 鈴木堅史　日進市代表　林亮佑

所在地又は住所　日進市赤池 2-103-1 プラセンチオン赤池 ファースト 405

電話番号　090 9171 9637

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	☑ 後援	□　賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事　業　名	教育講演「7ヵ国語で話そう。」	
③実施期間及び日時	令和5年　2月　4日（土）／ 14 時 00 分 ～　　時　　分～ 5年　2月　12日（日）／　　時　　分 ～　12 時 00 分	
④会　　場	日進市民会館・東郷町いこまい館　オンラインZOOM	
⑤事業の目的	世界の様々な言葉に接し 国際交流をより身近に感じる機会とする	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	☑ 無料　　□ 有料（　　　　円）	
⑧周知方法	☑ チラシ ※チラシ案を添付してください	☑ その他 ポスター
	※周知先等を具体的にご記入ください。 公共施設	
⑨他の後援等の使用許可状況	☑ あり又は申請中	□ なし
	※申請先をご記入ください。 日進市・東郷町・東郷町 教育委員会	
⑩主催者について	発足年月日　1981 年　10月　1　日 会員数　25　人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の問い合わせ先	氏名 [redacted] 電話	

裏面あり

日進市役所
-4.11.28
日教第　号
受付

第１号様式（第４条関係）

【必要添付書類について】

⑩会の規約（規約等がない場合は団体の設立趣意を以下に記載してください）

別紙

⑩役員名簿（役職と氏名を記載してください）

⑥事業計画書（参加対象者及び想定人数、参加費等について具体的にご記入ください）

⑥収支計算書

⑧チラシ（チラシ案もしくは前回事業のチラシを添付してください）

以下は賞の交付の場合のみ

①賞の一覧（日進市教育委員会以外の賞がある場合は添付してください）

①賞状の文案（賞状を出される場合は添付してください）

○誓約書

私は、申請が承認された場合、以下の条件の通り後援等名義を使用することを誓約いたします。

代表者氏名（自署）　日進市体協　林忠化

1　名義の使用のみとする。

2　教育委員会は、経費の一切を負担しない。

3　営利、商業宣伝、勧誘等の目的をもって、使用しないこと。

4　特定の宗教的・政治的な主張を満たす、あるいは貶す目的でないこと。

5　事業の参加者の公衆衛生及び安全の確保について、注意を払うこと。

6　申請内容に変更を生じた場合は、後援等名義使用許可内容等変更申請書（第３号様式）を提出し、承認を得ること。

7　事業が完了したときは、後援等名義使用実績報告書(第７号様式)を事業完了後３０日以内に提出すること。

8　名義使用に関し、不正に使用した場合は許可を取り消し、今後の後援等名義の使用許可は行わない。

9　開催地が市外の場合は、開催地の後援名義が取れていること。

10　この許可により市教育委員会や学校等がポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、特別な協力を行うことはしない。

第１号様式（第４条関係）

日進市教育委員会　後援等名義使用申請書兼誓約書

2022　年12月12　日

日進市教育委員会　様

（申請者）

団体名	〒470-0135 愛知県日進市岩崎台1丁目1411番地
代表者氏名	愛知日進モラロジー事務所
所在地	代表世話人　桒山芳高
又は住所	電話（0561)72-2210番
電話番号	

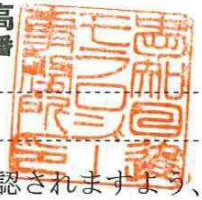

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

① 義の種類	☑　後援	□　賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
② 業　名	モラロジー講演会	
③実施期間 及び日時	令和５年３月12日（日）／10時　　分　～　12時　　分～ 年　　月　　日（　　）／　　時　　分　～　　時　　分	
③ 会　　場	日進市にぎわい交流館　二階会議室	
④ 業の目的	生涯学習の観点から、道徳に基づく人間形成と健全で民主的な社会づくりに参画するための教養を高めることを目的とする。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	☑　無料　　□　有料（　　円）	
⑧周知方法	☑　チラシ ※チラシ案を添付してください	□　その他
	※周知先等を具体的にご記入ください 会員を通じてのお声掛け	
⑨他の後援等の 使用許可状況	□　あり又は申請中	☑　なし
	※申請先をご記入ください。	
⑩主催者について	発足年月日　昭和55年３月30日 会員数　46　　人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 電話	

裏面あり

日進市役所
-4.12.12
日教第　号
受付

第１号様式（第４条関係）

【必要添付書類について】

⑩会の規約（規約等がない場合は団体の設立趣意を以下に記載してください）

⑩役員名簿（役職と氏名を記載してください）

⑥事業計画書（参加対象者及び想定人数、参加費等について具体的にご記入ください）

⑥収支計算書

⑧チラシ（チラシ案もしくは前回事業のチラシを添付してください）

以下は賞の交付の場合のみ

①賞の一覧（日進市教育委員会以外の賞がある場合は添付してください）

①賞状の文案（賞状を出される場合は添付してください）

○誓約書

私は、申請が承認された場合、以下の条件の通り後援等名義を使用することを誓約いたします。

代表者（自署）氏名 菜山芳高

1　名義の使用のみとする。

2　教育委員会は、経費の一切を負担しない。

3　営利、商業宣伝、勧誘等の目的をもって、使用しないこと。

4　特定の宗教的・政治的な主張を満たす、あるいは貶す目的でないこと。

5　事業の参加者の公衆衛生及び安全の確保について、注意を払うこと。

6　申請内容に変更を生じた場合は、後援等名義使用許可内容等変更申請書（第３号様式）を提出し、承認を得ること。

7　事業が完了したときは、後援等名義使用実績報告書(第７号様式)を事業完了後３０日以内に提出すること。

8　名義使用に関し、不正に使用した場合は許可を取り消し、今後の後援等名義の使用許可は行わない。

9　開催地が市外の場合は、開催地の後援名義が取れていること。

10　この許可により市教育委員会や学校等がポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、特別な協力を行うことはしない。

第１号様式（第４条関係）

日進市教育委員会　後援等名義使用申請書兼誓約書

令和４年１２月１６日

日進市教育委員会　様

（申請者）

団体名	日進市スポーツ協会
代表者氏名	森　健司
所在地 又は住所	日進市蟹甲町家布 58 番地 1
電話番号	0561-72-6511

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	☑　後援	☐　賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事　業　名	２０２２年度スポ協まつりインドアすぽーつ体験会	
③実施期間 及び日時	2023 年 2 月 19 日（日）／　9 時　00 分　～　17 時　00 分	
④会　　場	日進市スポーツセンター	
⑤事業の目的	日進市民及びにインドアスポーツ団体の教室を開催し、市民及び参加者のスポーツ技術の向上、体力、健康増進、市民交流、図り日進市のスポーツ文化を活性化させ、同時に市民生活の質向上を図るものである。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	☑　無料　　☐　有料（　　円）	
⑧周知方法	☑　チラシ ※チラシ案を添付してください	☐　その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 ちらし配布、ポスター貼り告知、広報にっしん掲載、スポ協 HP 掲載	
⑨他の後援等の 使用許可状況	☑　あり又は申請中	☐　なし
	※申請先をご記入ください。 日進市、中日新聞社、中部ケーブルネットワーク	
⑩主催者について	発足年月日　　昭和２８　年　　４　月　１　日 会員数　　約２，４００人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 電話	

-4.12.16
日進第　号
受付

第１号様式（第４条関係）

裏面あり

【必要添付書類について】

⑩会の規約（規約等がない場合は団体の設立趣意を以下に記載してください）

⑩役員名簿（役職と氏名を記載してください）

⑥事業計画書（参加対象者及び想定人数、参加費等について具体的にご記入ください）

⑥収支計算書

⑧チラシ（チラシ案もしくは前回事業のチラシを添付してください）

以下は賞の交付の場合のみ

①賞の一覧（日進市教育委員会以外の賞がある場合は添付してください）

①賞状の文案（賞状を出される場合は添付してください）

○誓約書

私は、申請が承認された場合、以下の条件の通り後援等名義を使用することを誓約いたします。

代表者氏名（自署） 荻 健司

1　名義の使用のみとする。

2　教育委員会は、経費の一切を負担しない。

3　営利、商業宣伝、勧誘等の目的をもって、使用しないこと。

4　特定の宗教的・政治的な主張を満たす、あるいは貶す目的でないこと。

5　事業の参加者の公衆衛生及び安全の確保について、注意を払うこと。

6　申請内容に変更を生じた場合は、後援等名義使用許可内容等変更申請書（第３号様式）を提出し、承認を得ること。

7　事業が完了したときは、後援等名義使用実績報告書(第７号様式)を事業完了後３０日以内に提出すること。

8　名義使用に関し、不正に使用した場合は許可を取り消し、今後の後援等名義の使用許可は行わない。

9　開催地が市外の場合は、開催地の後援名義が取れていること。

10　この許可により市教育委員会や学校等がポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、特別な協力を行うことはしない。

〔資料 No.2-2〕

後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

（実績報告受付期間　令和4年11月25日から12月20日まで）

Ｎｏ	実績 受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規 申請
1	2022/11/8	ベースボールフェスティバル	リーフラス株式会社 東海支社　副支社長　石田　貴志	2022/10/23	37名	
2	2022/12/2	演奏会企画者育成塾	日進市音楽文化連盟 代表　大屋　八千恵	2022/7/17～ 2022/11/6	15名	
3	2022/12/5	令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集	日進市選挙管理委員会 委員長　星野　恵美子	2022/5/9～ 2022/12/2	14名	
4	2022/12/1	国際交流＆イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター センター長　茂木　秀樹	2022/10/15 ～10/16	119名	
5	2022/12/15	県民文化大祭典2022 秋のふれあいフェスティバル2022	秋のふれあいフェスティバル2022実行委員会 代表　山本　雅博	2022/11/19	約250名	
6	2022/12/16	日進とともに。プライムツリー赤池５周年事業	株式会社スコープ 代表取締役社長　横山　繁	2022/9/1～ 12/31	-	
7	2022/12/19	こども夢の商店街	こども夢の商店街実行委員会 実行委員長　吉田　理花	2022/11/19 、11/20	7357名	
		以下余白				

〔資料 No.3〕

１月定例教育委員会　事務局報告用資料

担当課　　生涯学習課

１２月１３日（火）　学校音楽アウトリーチ事業（西小）
西小学校４年生を対象に、学校音楽アウトリーチ事業「音のかけはし」を開催し、児童約120名がクラリネット、ピアノ、打楽器による生演奏と交流を楽しみました。
１２月１８日（日）　にっしん音結祭
音楽を「演奏する」「聴く」場として、日進市に縁のあるアマチュア・プロの音楽家によってつくりあげる市主催の音楽祭として開催し、市内を活動拠点とする１９団体が出演しました。また、「にっしん金管木管塾」第２期生も子ども管楽器ステージに出演し、練習の成果を披露しました。
１２月１９日（月）　学校音楽アウトリーチ事業（南小）
南小学校４年生を対象に、学校音楽アウトリーチ事業「音のかけはし」を開催し、児童約１６０名がクラリネット、ピアノ、打楽器による生演奏と交流を楽しみました。
１２月２０日（火）　学校音楽アウトリーチ事業（竹小）
竹の山小学校４年生を対象に、学校音楽アウトリーチ事業「音のかけはし」を開催し、児童約７０名がクラリネット、ピアノ、打楽器による生演奏と交流を楽しみました。
月　　日（　）
月　　日（　）

〔資料 No.4〕

１月定例教育委員会　事務局報告用資料

担当課　　図書館

１２月２５日（日）　日進市子ども図書館会議「ビブリオバトル」
子ども読書活動推進計画の事業として、市内在住、在学の中・高校生によるビブリオバトルを行いました。発表者が「私が最近読んで面白いと思った本」を紹介しました。質疑応答を行ったのち、どの本が読みたくなったか投票を行いチャンプ本を決めました。 参加者：市内在住、在学の中高生４名
月　　日（　）
月　　日（　）
月　　日（　）
月　　日（　）
月　　日（　）

教育委員会行事予定表

令和5年1月5日(木)から令和5年2月8日(水)まで

1月5日	木		
1月6日	金	小中学校 3学期始業式	学校教育課
1月7日	土		
1月8日	日	日進市二十歳の集い　市民会館 第一部　12:30～ 対象学区：日進中学校・日進東中学校 第二部　15:30～ 対象学区：日進西中学校・日進北中学校	生涯学習課
1月9日	月		
1月10日	火	小中学校 3学期給食開始	学校給食センター
1月11日	水	愛日地方教育事務協議会　14:00～ 尾張旭市	教育総務課
1月12日	木		
1月13日	金	愛知県都市教育長協議会総会　名古屋市　13:50～	教育総務課
1月14日	土	学生書初め展・児童画家展　10:00～ 市民会館展示ホール 愛知万博メモリアル第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 壮行会　8:20～　市役所第5会議室／本大会　12:30～　愛・地球博記念公園	生涯学習課 生涯学習課
1月15日	日	学生書初め展・児童画家展　10:00～ 市民会館展示ホール 音楽deハローワーク「警察官の仕事を知ろう」13:00～　市民会館大ホールホワイエ 県警音楽隊コンサート　15:00～　市民会館大ホール	生涯学習課 生涯学習課
1月16日	月		
1月17日	火		
1月18日	水		

教育委員会行事予定表

令和5年1月5日(木)から令和5年2月8日(水)まで

1月19日	木	赤池・竹の山・梨の木・相野山いきいきシルバースクール合同修了式 14:30～　市民会館小ホール	生涯学習課
1月20日	金		
1月21日	土		
1月22日	日		
1月23日	月		
1月24日	火	給食センター施設見学会（一般）　10:30～	学校給食センター
1月25日	水		
1月26日	木	伸びゆく子教育作品展　市民会館ライトコート　～2月2日（木）	学校教育課
1月27日	金	令和4年度 市P連・四生推協合同講演会　9:15～ 市民会館大ホール	学校教育課
1月28日	土		
1月29日	日	多言語絵本と多文化クイズワークショップ　14:00～ 視聴覚ホール	図書館
1月30日	月		
1月31日	火		
2月1日	水		

教育委員会行事予定表

令和5年1月5日(木)から令和5年2月8日(水)まで

2月2日	木	第4回尾張部都市教育長会議　14:00～ 小牧市役所	教育総務課
2月3日	金		
2月4日	土	大人向け上映会「カミングアウト」 10:00～ 視聴覚ホール	図書館
2月5日	日		
2月6日	月		
2月7日	火		
2月8日	水	2月定例教育委員会　14:00～ 第5会議室	教育総務課